

	行為の内容	届出対象	届出受理機関	届出内容
( 路 線 沿 道 環 境 美 化 地 区 区 域 )	大規模建築物等の新築、増築、改築 又は移転  (当該行為に係る床面積又は築造面積の 合計が10㎡を超える場合又は外観の変 更を伴う改築の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ13m又は建築面積500㎡を超える建築物</li> <li>・ 高さ13mを超える工作物               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 煙突</li> <li>・ 柱 (鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの。屋外広告物を除く。</li> <li>・ 塔 (物見塔、記念塔その他これらに類するもの。屋外広告物を除く。)</li> <li>・ 高架水槽 (その他これに類するもの)</li> <li>・ 遊戯施設 (コースター、観覧車その他これらに類するもの)</li> <li>・ 製造施設 (アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの)</li> <li>・ 立体駐車場 (自動車庫庫の用途に供する立体的な施設)</li> <li>・ 貯蔵施設 (石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵するもの)</li> <li>・ 処理施設 (汚水、汚物、ごみ等処理施設)</li> </ul> </li> </ul>	県土木事務所	行為の場所、期 間、内容等 【届出書】 (様式あり)  【添付書類】 関係図面等(見 取図・配置図・ 現状写真など) ~規則別表~
	大規模建築物等の 外観の変更  (外観変更の面積の合計が10㎡を超え る場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ5mを超える擁壁</li> </ul>		
	屋外における 物品の集積又は貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ2m + 水平投影面積100㎡ + 期間90日を超える場合</li> </ul>	県保健所(保健 部)	
沿 道 景 観 保 全 地 区 ( 指 定 区 域 全 体 )	大規模建築物等の新築、増築、改築 又は移転	※沿道環境美化地区の基準と同じ	県土木事務所	
	大規模建築物等の 外観の変更			
	土石等の採取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 採取面積が1,000㎡以上 又は</li> <li>・ のりの高さが2mを超える切土又は盛土を伴うもの</li> </ul>	県土木事務所 県振興局	
	宅地の造成その他の 土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 形質変更の面積が1,000㎡以上 又は</li> <li>・ のりの高さが2mを超える切土又は盛土を伴うもの</li> </ul> ※農業を営むための形質変更は届け出対象外	県土木事務所	
	沿道景観保全樹木の 伐採又は移植	保全樹木の維持管理目的であれば届け出対象外 (保全樹木の指定がされた樹木は現時点になし)	県振興局	